

厚生教育常任委員会

日時：令和8年6月18日（木）
厚生教育分科会終了後
場所：第1委員会室

1 付託議案の審査

- 報告第7号 専決処分した事件の承認について（島田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 議案第34号 令和8年度島田市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第35号 令和8年度島田市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第38号 島田市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第42号 島田市薬学生修学資金貸与条例の一部を改正する条例について
- 議案第44号 財産の取得について（小学校児童用端末）

2 所管課からの報告事項

[健康福祉部]

○健康づくり課

- ・島田市居宅介護支援センター「はなみずき」の方向性について・・・資料あり

[教育部]

○教育総務課

- ・小学校への熱中症対策用の冷凍庫設置について・・・・・・・・・・資料あり

○スポーツ振興課

- ・夏休み小学校プール開放事業について・・・・・・・・・・資料あり
- ・小学校ナイター設備の一部利用休止について・・・・・・・・・・資料あり

3 その他

- ・令和8年度の調査・研究テーマについて

付託議案審査項目(厚生教育常任委員会)

令和 8 年 6 月 18 日

◎令和8年6月3日提出議案

議案名及び内容	議案頁	予算に関する説明書頁	説明書・参考頁	補正予算概要書頁
報告第7号 専決処分した事件の承認について(島田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)	26 ~ 28 頁		56 ~ 63 頁	
議案第34号 令和8年度島田市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)	35 ・ 36 頁	69 ~ 73 頁		10 ・ 11 頁
議案第35号 令和8年度島田市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)	38 ・ 39 頁	75 ~ 79 頁		14 ・ 15 頁
議案第38号 島田市介護保険条例の一部を改正する条例について	50 頁		76 ・ 77 頁	
議案第42号 島田市薬学生修学資金貸与条例の一部を改正する条例について	57 頁		90 ・ 91 頁	
議案第44号 財産の取得について(小学校児童用端末)	59 頁		94 頁	

島田市居宅介護支援センター「はなみずき」の方向性について

1 概要

島田市居宅介護支援センター「はなみずき」（以下「はなみずき」）の運営を令和 8 年度末をもって終了とし、事業所を廃止する。本事業所は、介護保険制度における介護支援専門員（以下ケアマネジャー）の事業所として市が直営で運営してきたものである。

2 理由

自治体が直営で居宅介護支援事業所を運営している例は全国的にも極めて稀で、県内では本市のみだが、市内に民間事業所が充足しており、行政として継続する必要性が低い。

さらに、事業所運営に必要な人員体制の確保が困難な状況にあるため。

3 事業所の設置と経過

- (1) 「はなみずき」は、介護保険制度開始にあわせ平成 12 年 4 月に事業開始。（「島田市訪問看護ステーション」に併設。（当時は市保健師 2 人体制）
- (2) 平成 27 年度からフルタイムの会計年度任用職員を配置し市保健師との 2 人体制とした。
- (3) 介護保険制度の改正により令和 3 年 4 月 1 日から、居宅介護支援事業所の管理者要件として主任ケアマネジャーの資格が必須となった。主任ケアマネジャーは、常勤専従のケアマネジャーとして継続した 5 年間の実務経験と、養成研修の受講が必要であり、市保健師の人事異動での配置が困難となった。
- (4) こうしたことなどから、令和 5 年度以降は市保健師の配置ではなく、有資格の会計年度任用職員 2 人体制を目指してきた。現在、令和 5 年度に主任ケアマネジャーの資格を更新した会計年度任用職員 1 人体制となっているが、令和 8 年度末での退職の意向がある。

4 居宅介護支援事業所の市内の状況及び国の流れ等

- (1) 令和8年4月現在、市内居宅介護支援事業所数は28か所、ケアマネジャー78人と充足している状況と考える。
- (2) 国の流れとしては、介護報酬改定において大規模な事業所への加算が追加されるなど、大規模事業所への移行が促進されている。
- (3) 市内でも、大規模事業所はケアマネジャーが増加している。

5 「はなみずき」の運営の終了後の影響等

- (1) 訪問看護事業所併設で訪問看護との連携が取りやすく、融通性のある対応が可能であったため、今後はこれまで以上に民間の居宅介護支援事業所との連携強化に努める。
- (2) 令和8年5月末現在の利用者は23人であり、長年利用されてきた利用者にとっては、ケアマネジャーの変更による不安等が懸念される。そのため、他の居宅介護支援事業所への移行については、引継ぎ先の新しいケアマネジャーと一緒に訪問する等、丁寧に行うことで不安等の軽減に努める。
- (3) 民間事業所における利用者の増加と運営の安定につながる。
- (4) 市予算の削減及び職員の事務負担の軽減

6 今後のスケジュール（予定）

- (1) 利用者・関係機関（医療機関、薬局、事業所等）への周知【令和8年12月～】
- (2) 運営規定の廃止事務【令和8年12月～】
- (3) 公表・周知（市公式ウェブサイト、市内事業所等）【令和8年12月～】
- (4) 利用者の他事業所への引継ぎ【令和9年1月～】
- (5) 指定事業所の廃止届提出【令和9年3月31日付け、提出先：島田市】

※事業所廃止の公表については、市が事業所運営を終了しても、これまで受けていたサービスは変わらず受けることができ、市民生活に支障がないことについて丁寧な周知に努める。

小学校への熱中症対策用の冷凍庫設置について

1. 目的

全国的に夏場の気温上昇が著しく、真夏日や猛暑日も年々増加し、児童の安全のため水泳授業など屋外活動を制限しなければならないなど学習環境にも影響が出ている。

学校も風通しの良い服装やこまめな水分補給の指導、暑さ指数の測定による運動の制限などと合わせて昨年度は昇降口などにミストシャワーを設置するなど児童の熱中症対策に努めているが、自宅までの帰路については直接的な熱中症対策ができていない。

そこで、児童が自宅から持参しているクールネックバンドなど熱中症対策の保冷剤（以下、保冷剤という。）を、下校時も冷えた状態で身に付けることができるように再冷却するための冷凍庫を市内小学校に設置する。

2. 概要

気温の高い時間帯（13：30～14：30）に下校する低学年の児童は、直射日光に加えて地面からの輻射熱などを受ける過酷な状況の中で帰らなければならない、熱中症のリスクが高い状況にあることから、主に低学年の児童の利用を想定し、冷凍庫の設置台数を検討する。今後は、その利用状況等を踏まえながら、高学年への設置も検討していく。

(1) 設置台数：27台 内訳 60ℓ：7台 100ℓ：15台 140ℓ：5台
各小学校の1年生から3年生の児童数に応じた容量と台数を配分

(2) 運用について ※各小学校と調整中

【登校時】児童から保冷剤を回収し冷凍庫へ格納する。

【下校時】冷凍庫から保冷剤を取り出し児童へ返却する。

各小学校の状況に応じて学校内で役割分担を行う。

例としては、スクールサポートスタッフと担任教師などとの連携により運用するなどが考えられる。

(3) 設置時期

令和8年6月30日までに可能な限り早期に設置

運用期間は6月から9月の間を想定 ※気候により柔軟に対応することも想定

(4) 設置場所について ※各小学校と調整中

各小学校の状況に応じて、空き教室や多目的室などに設置する。

(5) 設置費用について

備品購入費 776,050円（設置に係る経費も含む）

冷凍庫については暑さが厳しくなるまでには設置・運用を開始したいと考え、予算の補正要求ではなく、現計予算のうち機器保守委託料や機器賃借料の入札差金を流用することで予算を確保した。

夏休み小学校プール開放事業について

水泳競技の普及と健康づくりのため、市内在住の小学生等を対象として、夏休み期間中に小学校プールで実施する「夏休み小学校プール開放事業」の令和8年度実施計画及び令和9年度以降の方針について、次のとおり報告します。

1 令和8年度実施計画

- (1) 実施期間 7月24日(金)から8月10日(月)までの平日(12日間)
- (2) 実施時間 午前10時から午前11時30分まで
- (3) 利用対象者 市内在住の幼児・小学生・中学生等
- (4) 開放校数 11校(島田第五小学校及び六合東小学校を除く)
- (5) 延べ開放日数 66日間(4～6校/日×12日間)
- (6) 主な変更点

①令和7年度では午前と午後の両方にプールを開放したが、令和8年度では午前だけの開放とする。

【理由】

夏の気温の上昇により、屋外プール利用時やプールと自宅の間の移動の際にも熱中症の危険があるため

②設備の不具合(漏水)のため、島田第五小学校、六合東小学校ではプール開放実施しない。

(7) その他

・監視員の応募状況等により、令和8年度実施計画のとおりを実施できない場合がある。

2 令和9年度以降の方針

島田市以外の志太榛原地域の市町では、夏休み期間中の小学校プール開放を実施していないことを踏まえ、令和9年度以降は、夏休み小学校プール開放事業を実施しない。なお、児童や保護者等に対しては、しまいくプラス等で周知していく。

小学校ナイター設備の一部利用休止について

島五小ナイター設備において一部の部品の落下があったため点検を行ったところ、安定器の一部に低濃度 PCB 含有の可能性があることが分かったため、該当する安定器を処分します。これにより、ナイター設備を継続して使用することが不可能なため、島五小ナイター設備は今回をもって利用休止とします。

1 経過

- ・令和8年4月14日（火）、島五小ナイター設備に取り付けられている殺虫機から陶製の部品が落下。児童の安全確保のため、殺虫機の撤去を市内の電気設備業者に依頼。
- ・その際、業者から市内小中学校ナイター設備の PCB 含有状況についての情報提供があり、島二小ナイター設備、島五小ナイター設備の安定器に低濃度 PCB 含有の可能性があることが分かったため、処分することとした。また、他の安定器の一部においては老朽化がかなり進んでおり、突然点灯しなくなる可能性があるとの助言があったため、これらも処分することとした。

2 安定器処分後のナイター設備整備の方針

- ・利用可能な安定器を島二小に集約し、島五小の利用を休止する。
- ・【老朽化度】【利用頻度】【地域的なバランス】【小中学校統廃合によるナイター設備廃止の可能性】等を考慮しながら、今後 LED 化を目指す施設を選定していく。
- ・利用休止や LED 化によって使用されなくなる既存水銀灯等は、使用を継続するナイター設備の不具合発生時の代替部品としてストックし、安定的な利用継続に繋げる。

3 スケジュール

令和8年6月

- ・島五小ナイター定期利用団体（3団体）に個別に説明【済】

令和8年7月

- ・施設予約システムの「お知らせ機能」や「ナイター施設利用調整会議」を通じてナイター施設利用登録団体へ周知

令和8年7月

- ・広報しまだ等にて市民向けに周知

令和8年10月

- ・島五小ナイター利用休止

利用休止後

- ・速やかに安定器撤去・取替工事施工